

別表

経費区分	内容（例示）
創業等に要する経費	創立費（法人設立に必要な定款作成、法人登記等の経費）
	開業費（備品購入費、通信費等開業までの準備に要する経費）
	事務所賃借料・共益費・仲介手数料（保証金、敷金を除く）、事務所改装費（建替、増築を除く）
	機械装置・工具備品調達費（購入・製造・改良・据付・借用・保守又は修繕に要する経費）
	実験費・研究開発費（システム開発、新商品研究開発費、試作品製作・改良費、ブランディング・デザイン費）
	知的財産権等関連経費（特許権や知的財産権の取得に要する経費）
	外注費・委託費・技術コンサルタント料（試供品の製作委託、ウェブ・コンテンツ制作の経費）
	謝金（依頼した専門家等に支払われる経費）
	旅費（研修・セミナー受講やイベント・展示会参加にかかる旅費、専門家招聘旅費）
	補助員人件費（営業等従業員、増加業務アルバイト等雇用）
	調査研究費（市場動向調査費、仕入先調査費、テストマーケティング費）
	研修費（経営セミナー等参加費）
	広告宣伝費（印刷製本費、展示会参加費、ホームページ作成費）
	諸経費（会議費、会場借料、資料購読費、消耗品費、税務申告・決算書作成にかかる費用、雑役務費、保険料等）
その他（知事が特に必要と認める経費）	

※本補助事業期間内に、他の補助金を当該経費の一部に充当した場合は、他の補助金の補助対象経費を控除した額を補助対象経費とする。

※補助金の対象とならない経費（主なもの）

- ・人件費のうち、代表者及び役員の人件費（法人の場合）、本人及び個人事業主と生計を一にする家族の人件費（個人事業主の場合）
- ・租税公課（消費税及び地方消費税、税金や官公署へ支払う手数料、使用料等）
- ・借入金の返済（支払利息は、補助事業に必要と認められる場合のみ対象）
- ・賃借不動産の保証金・敷金（ただし、敷引特約をした敷引きは補助対象）
- ・会食・接待にかかる費用
- ・不動産の購入
- ・社会通念上、公的補助金として交付することが不適切と判断される経費